

お客様各位

表示義務 追加項目 食物アレルギー特定原材料くるみ検査 開始のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2023年3月9日に消費者庁より、食品表示基準の一部を改定する内閣府令が公表され、食物アレルギー物質の義務表示対象品目に『くるみ』が追加されました。

2025年の4月から表示が義務づけられることとなります。

※ 「くるみ」の表示義務化の猶予期間2年間

これに伴い、下記の『くるみ』検査サービスの受託を開始いたしましたのでご連絡いたします。

価格・納期等の詳細は弊社 HP (<https://www.allergyfood-anshin.com/>) をご参照ください。

敬具

記

**【食物アレルギー物質検査 通知法】**

◎ 一次スクリーニング検査(ELISA)

- ・モリナガ FASPEK エライザⅡ ・日本ハム FASTKIT エライザ ver.Ⅲ
- オプション:濃度特定 ※ 通知法適応外 定量範囲:およそ 1.0~25,000ppm

◎ 確認検査 (PCR)

- ・定性リアルタイムPCR プライマー/プローブセット

**【その他 くるみ検査 (イムノクロマト)】**

- ・ナノトラップ ProⅡ

**【その他 ナッツ類】**

アーモンド (表示推奨品目)

- ・海外製エライザキット / ・PCR / ・プリマハム アレルゲンアイ イムノクロマト

ごま (表示推奨品目)

- ・海外製エライザキット / ・PCR / ・プリマハム アレルゲンアイ イムノクロマト

カシューナッツ (表示推奨品目)

- ・海外製エライザキット / ・PCR

〈FARL:ファール〉 株式会社 アレルギー食品検査センター  
〒379-2116 群馬県前橋市今井町 514-7  
Tel:027-289-3800 Fax:027-289-3802  
e-mail; farl@allergyfood-anshin.com